

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

福山市においても2013年頃から人口減少が顕著となり、人口減少社会が現実味を帯びている。

市内の中小企業者は、人口減少による市場の縮小や経済のグローバル化の影響などから産業構造が第二次産業から第三次産業へ変化しつつある中、製造業の事業所数、従業者数、製造品出荷額はいずれも減少傾向にある。このような中、市内の中小企業者の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が継承したいと思える企業にしていくことが、本市の中小企業者の喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画を採択する事業者数の目標を120件以上とする。

(3) 労働生産性に関する目標

労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

福山市には、大手メーカーやオンリーワン・ナンバーワンなど特色ある企業が多く立地し、製造業が強いという特徴がある。就業者数は、製造業、運輸業・郵便業などの割合が全国と比較して高く、これらに関連する産業が集積している。今後の人口減少や経済のグローバル化の中で、基盤産業の活力の維持や、広く中小企業者の生産性向上を図る必要がある。

このため、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に規定する先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

福山市の産業は、駅周辺、臨海エリア、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く中小企業者の生産性向上を図る観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡る多様な業種が福山市の経済、雇用を支えており、これらの産業で広く事業者の生産性向上を図る必要がある。このため、本計画において対象とする業種は、中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する全業種とする。

なお、生産性向上に向けた中小事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。このため本計画においては、中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する業種による事業で、労働生産性が年率3%以上向上すると見込まれるものを対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は国が同意した日から5年とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年、4年又は5年とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。